大阪市告示第1529号

次の施設について、大阪市区役所附設会館条例（昭和40年大阪市条例第50号）第５条第２項により読み替えられた同条例第４条第２項の規定に基づき、次のとおり供用時間の変更について承認したので、同条例第５条第２項により読み替えられた同条例第４条第３項の規定に基づき告示する。

令和８年 11 月 16 日

大阪市長　　横　山　英　幸

施　設　名	年　月　日	供用時間
大阪市立西淀川区民会館	令和８年 11 月 30 日（月）	午後５時 30 分から 午後９時 30 分まで

（西淀川区役所地域支援課）